

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【公開番号】特開2001-310018(P2001-310018A)

【公開日】平成13年11月6日(2001.11.6)

【出願番号】特願2000-131881(P2000-131881)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 5/04

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 E

A 6 3 F 5/04 5 1 6 F

A 6 3 F 5/04 5 1 6 D

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月13日(2004.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数種のシンボルを連続的に変化させつつ表示し得る複数の可変表示領域を有する可変表示手段と、

遊技者の操作により前記可変表示領域内の表示内容を固定的に表示させるための表示固定手段と、

前記可変表示領域全てが固定的に表示される前の段階において、入賞させることを可能とするか否かを決定する事前決定手段と、

を有し、

前記事前決定手段により特別入賞を可能とすることが決定された場合において、前記各可変表示領域に予め定められた特別シンボルの組み合わせが表示されたことを条件に、遊技者にとって有利な特別遊技状態に移行可能なスロットマシンであって、

前記可変表示領域全てが固定的に表示される前の段階において、前記事前決定手段により前記特別入賞を可能とすることが決定された場合においてのみ出現し得る特定シンボル態様が表示された時点で、前記特別入賞を可能とすることが決定されていることを報知する報知手段を具備することを特徴とするスロットマシン。

【請求項2】

前記事前決定手段により前記特別入賞を可能とすることが決定され、前記表示固定手段が操作された際に、前記特定シンボル態様を構成するシンボルが所定の引き込み可能範囲に位置する場合において、前記特定シンボル態様を構成するシンボルを引き込んで前記可変表示領域に表示させる制御と、前記特定シンボル態様を構成するシンボルを前記可変表示領域に表示させない制御と、を行う表示制御手段を具備する請求項1に記載のスロットマシン。

【請求項3】

前記報知手段は、前記可変表示領域全てが固定的に表示される前の段階において前記特別シンボル態様の組合せを構成し得る前記特定シンボル態様が表示された時点で、前記特別入賞を可能とすることが決定されていることを報知する請求項1または2に記載のスロットマシン。

【請求項4】

前記報知手段が、発光装置である請求項1～3のいずれかに記載のスロットマシン。

【請求項5】

前記表示固定手段が、遊技者により操作可能に設けられた表示固定操作部であり、前記発光装置を構成する発光部が、前記表示固定操作部周囲に設けられている請求項4に記載のスロットマシン。

【請求項6】

前記報知手段は、前記事前決定手段により特別入賞を可能とすることが決定されたことを既に報知している場合、その後報知を行わない請求項1～5のいずれかに記載のスロットマシン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するために、本発明のスロットマシンは、複数種のシンボルを連続的に変化させつつ表示し得る複数の可変表示領域を有する可変表示手段と、

遊技者の操作により前記可変表示領域内の表示内容を固定的に表示させるための表示固定手段と、

前記可変表示領域全てが固定的に表示される前の段階において、入賞させることを可能とするか否かを決定する事前決定手段と、

を有し、

前記事前決定手段により特別入賞を可能とすることが決定された場合において、前記各可変表示領域に予め定められた特別シンボルの組み合わせが表示されたことを条件に、遊技者にとって有利な特別遊技状態に移行可能なスロットマシンであって、

前記可変表示領域全てが固定的に表示される前の段階において、前記事前決定手段により前記特別入賞を可能とすることが決定された場合においてのみ出現し得る特定シンボル様が表示された時点で、前記特別入賞を可能とすることが決定されていることを報知する報知手段を具備することを特徴としている。

この特徴によれば、特定シンボル様が表示された時点で、遊技者にとって有利な特別遊技状態に移行可能な状態となったことが遊技者に対して確実にアピールされるため、遊技者の遊技意欲を効果的に高めることが出来るばかりか、遊技の興趣が向上する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0013】

本発明のスロットマシンは、前記事前決定手段により前記特別入賞を可能とすることが決定され、前記表示固定手段が操作された際に、前記特定シンボル態様を構成するシンボルが所定の引き込み可能範囲に位置する場合において、前記特定シンボル態様を構成するシンボルを引き込んで前記可変表示領域に表示させる制御と、前記特定シンボル態様を構成するシンボルを前記可変表示領域に表示させない制御と、を行う表示制御手段を具備することが好ましい。

このようにすれば、特定シンボル態様が表示されなくても、遊技の興趣を向上させることができることが出来る。

## 【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0014】

本発明のスロットマシンは、前記報知手段は、前記可変表示領域全てが固定的に表示される前の段階において前記特別シンボル態様の組合せを構成し得る前記特定シンボル態様が表示された時点で、前記特別入賞を可能とすることが決定されていることを報知することが好ましい。

## 【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0017】

本発明のスロットマシンは、前記報知手段は、前記事前決定手段により特別入賞を可能とすることが決定されたことを既に報知している場合、その後報知を行わないことが好ましい。

このようにすれば、必要以上に報知して遊技者に不快感を与えることがない。

## 【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0123

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0124

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0125

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0125】

(b) 請求項2項の発明によれば、特定シンボル態様が表示されなくても、遊技の興趣を向上させることが出来る。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0126

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0127

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0127】

(c) 請求項4項の発明によれば、特別入賞を可能とすることが決定されたことを効果的に報知できる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0128

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0128】

(d) 請求項5項の発明によれば、発光部が、表示内容を固定する際に利用する表示固定操作部周りに設けられることで、遊技者は報知がなされたことを認識しやすくなる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0129

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0129】

(e) 請求項6項の発明によれば、必要以上に報知して遊技者に不快感を与えることがない。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0130

【補正方法】削除

【補正の内容】